【参考2(4)】

訪問等用

パート・有期と正社員との待遇の違いに関する点検票（パートタイム・有期雇用労働法関係）

・パートタイム労働者や有期雇用労働者（以下、「パート・有期」といいます。）を雇用している事業場を対象に、パート・有期と正社員との待遇の違いが法律で禁止する不合理と認められる相違となっていないか、点検していただくための点検票です。
・貴社のパート・有期に複数の職種が存在する場合には、正社員と最も業務内容が近い職種を一つ選定していただき、以下の項目に回答してください。
・「報告の徴収」又は「報告の請求等」に係る提出資料と併せて本票をご提出ください。点検結果に基づき、留意点等について解説いたします。

※「パートタイム労働者（パート）」とは、１週間の所定労働時間が正社員（フルタイムの方）に比べて短い労働者です。
※「有期雇用労働者（有期）」とは、事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者です。
※パート又は有期のいずれかに該当する労働者がパートタイム・有期雇用労働法の適用を受ける労働者です。

事業場名：　　点検票記入日：　令和　　年　　月　　日

1　基本給、賞与についてどのような取扱いにしていますか。

基本給	ア	正社員とパート・有期で差がある（例：違う計算式や金額で支給している。）
	イ	正社員とパート・有期で差がない（例：同じ計算式や金額で支給している。）
	ウ	わからない

賞与	ア	正社員とパート・有期で差がある（例：正社員には支給があるが、有期には支給がない、又は計算式が違う。）
	イ	正社員とパート・有期で差がない（例：正社員にも有期にも同じ計算式や金額で支給している。）
	ウ	正社員、パート・有期のいずれにも賞与を支給していない。
	エ	わからない

2　次の手当、休暇制度についてどのような取扱いにしていますか。（複数回答可）

□　通勤手当　　□　精皆勤手当　　□　役職手当　　□　慶弔休暇　　□その他の手当・休暇（　　）

・上記、手当、休暇制度のうち、正社員とパート・有期との間で１つでも取扱いが違うものがありますか。
□　ある（手当の算定方法や計算式、休暇日数などが違う）
　　（正社員には支給され、パート・有期には支給されてない）
□　ない（手当の算定方法や計算式、休暇日数などが同じ）
□　わからない

3　正社員との待遇の違いの内容及び理由や、待遇の決定に当たって考慮した事項について、パートや有期から聞かれたことがありますか。その際に説明を行いましたか。

ア	これまでにパートや有期から聞かれ、説明を行ったことがある
イ	パートや有期から聞かれたことはないが、求められれば説明できる準備はしている
ウ	パートや有期から聞かれたことはなく、説明の準備もしていない
エ	これまでにパートや有期から聞かれたことはあるが、説明していない
オ	わからない

4　パートタイム・有期雇用労働法は大企業は令和２年４月、中小企業は令和３年４月から施行となっています。法施行前後で、パート・有期の待遇を見直しましたか。（いわゆる「同一労働同一賃金」に向けた取組）。

ア	待遇の見直しを行った又は行っている
イ	検討の結果、待遇の見直しは必要ないと判断した
ウ	取り組んでいない
エ	わからない

点検は以上です。「報告の徴収」又は「報告の請求等」に係る提出資料と併せて本票をご提出ください。